

事 務 連 絡
平成28年7月22日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
常務理事 永 嶋 功

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針（告示）の施行日の確定について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、準中型免許制度新設に係る改正道路交通法の施行日が平成29年3月12日となることを受け、今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針（告示）の施行日についても、改正道路交通法の施行日と同日になる旨の連絡がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対する周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

以上

事務連絡
平成28年7月19日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導
及び監督の指針（告示）の施行日の確定について

平成26年に「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」においてとりまとめられた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号）の改正に関する報告書を踏まえ、当該告示の一部を改正する告示を本年4月1日に公布し、その施行日に関しては、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下、「改正道路交通法」という。）の施行の日としていたところです。

本年7月15日に「道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成28年政令第257号）が公布され、改正道路交通法が平成29年3月12日より施行されることとなりました。

このため、本年4月1日に公布した「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」も同日から施行されることとなりますので当該告示の遵守について、貴協会傘下会員に対し周知をお願いいたします。

平成 28 年 4 月 1 日
自 動 車 局

**貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び
監督の指針の一部を改正する告示について**
～貨物自動車運送事業者における運転者教育対策に向けて～

国土交通省では、準中型免許創設に伴い、トラックの初任運転者等について安全運転の実技を義務化する等、運転者教育の強化を図るため、今般、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部を改正しました。

1. 背景

昨年 6 月、車両総重量 3.5 t 以上 7.5 t 未満の自動車の免許受験について、18 歳以上であれば運転経験を問わずに可能とする新免許区分（準中型免許）を創設する「道路交通法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 40 号）が成立したところ。

当該新免許区分の創設を契機に、貨物自動車の運転に係る更なる安全対策を図るため、「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において、免許取得後の研修の拡充等について検討がなされてきたところ。

今般、本検討会において、貨物自動車運送事業における運転者への教育内容の強化等を求める報告書が取りまとめられたことから、当該報告書を踏まえ「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成 13 年国土交通省告示第 1366 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

当該報告書を踏まえ、貨物自動車運送事業者による運転者への指導及び監督について、実施時間及び実施内容の拡充を図ることとする。（詳細は別紙参照）

3. 今後のスケジュール

公 布 : 平成 28 年 4 月 1 日

施 行 : 道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）の施行の日（同法の公布の日（平成 27 年 6 月 17 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 高橋、鈴木、櫻井

TEL : 03-5253-8111（内線 41602、41615）03-5253-8566（直通）

FAX : 03-5253-1636

第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】

○「一般的な指導及び監督の内容」

題目	改正後の追加内容
①「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
②「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③「トラックの構造上の特性」	トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる
④「貨物の正しい積載方法」	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤「過積載の危険性」	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	該当する事業者にとってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる
⑦「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	－（改正なし）
⑧「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

上記事項を実施するための期間

➤ 上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】

○「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

◆ 一般的な指導及び監督内容を実施

◆ 上記内容を座学および実車を用いることにより実施 ➡ **15時間以上** 現行:6時間以上

◆ 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導 ➡ **20時間以上** 【新設】

※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導

(座学のみ)